番　　　号

年　月　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住所

氏名　　法人にあっては名称

及び代表者の氏名

システム改修等に関する事前着手の届出書

電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱第４条第３項の規定に基づき、システム改修等に関する事前着手について、下記のとおり届け出ます。

記

１ ．本補助事業を実施するために必要となるシステム改修等について、事前着手を行わなければ、速やかに本補助事業の実施が困難であると判断される理由についての説明

（記載例）システム改修に係る要件定義・改修・テスト等に時間を要することが想定され、2024年●月の値引き実施に対応するためには、システム改修の事前着工が必要になると想定されるため。